

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについては、その公正の確保と透明性の向上を図るため、下記によることとしたので公示する。

平成18年8月30日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 竹橋 和夫

記

1. 貨物軽自動車運送事業の経営届出について

当該事業を営もうとする者は、あらかじめ、貨物自動車運送事業法施行規則第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類を提出することとし、受理に際しては、その内容を確認するとともに、次の事項について、それぞれの要件を充足した適切な内容であることを確認するものとする。

(1) 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゆう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

(2) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- ② 計画車両のすべてを収容できるものであること。
- ③ 使用権原を有すること。
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(3) 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

(4) 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たって、その旨を記載させ、約款の添付は不要とする。

(5) 軽自動車の構造等

届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

(6) 管理体制

過労運転及び過積載の防止、安全運行の確保等、適正な管理体制が整っているものであること。

2. 運賃及び料金について

運賃及び料金の設定届出書については、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、設定又は変更後30日以内に提出することとする。

なお、当該届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。

3. 届出事項の変更について

1. に準じて取り扱うこととする。

附 則

この取扱いは、平成18年8月30日から北陸信越運輸局長野運輸支局において受理する届出について適用する。

なお、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年3月28日付け公示11号）は平成18年8月29日限りで廃止する。